

年金や給付金、もらえる期間は？

定年退職の場合の失業給付と年金の調整例



※失業保険をもらうためには毎月失業認定が必要。この例の場合は9月に認定を受けなかった

社会保険制度では、保険料はいつからいつまで支払うのか、また年金や給付金は、いつからいつまで支給されるのか、制度によって異なります。例えば国民年金の保険料は、満20歳(20歳の誕生日)から満60歳になるまで(59歳11カ月まで)の40年間、月単位で加入します(1日生

まれの場、法律上は1日前が誕生日なので、4月1日生まれなら3月から)。保険料は、基本後払いなので翌月末日までの支払いです。

自営業者の国民健康保険(国保)は、所得の有無に関わらず0歳から74歳(75歳から後期高齢者医療制度に加入)までで、加入した月からやめた月の前月まで加入です。国保の保険料(税)は、年度で考えるので4月から翌年3月まで、前年度の所得などを基に、世帯単位で保険料を計算し、世帯主に通知されます(世帯主が他の健康保険に加入でも)。

また、退職後に受け取る年金が65歳からの場合、誕生月の翌月から亡くなった月まで年金は支給されます。ただし実際にもらうのは、偶数月の15日で、前月までの2カ月分が支払われるので、亡くなると未支給年金が発生します。

会社に入社し健康保険や厚生年金に加入すると、その月から保険料を支払います。会社を退職すると、退職日の翌日に資格を喪失し、保険料は、資格喪失日の属する月の前月分まで支払います。なお、月の末日に退職した場

合、翌月1日が資格喪失日となるため退職した月分まで保険料を負担することになります。

退職後の年金と失業等給付の関係では、図のように65歳までに支給される年金は、ハローワークに求職の申し込みをした時点で、実際に失業給付(基本手当)を受けたかどうかに関係なく、求職の申し込みの翌月から受給期間終了などによる一定期間、年金は支給停止になります。なお、1日でも失業保険を受けると、その月の年金は支給停止になり、失業給付を受けなかった月の年金は失業給付受給後に振り込まれます。自己都合退職の場合、例えば2カ月の給付制限中は、失業給付も年金も支給停止ですが、受給終了後に支給停止された年金は事後精算により、支給される仕組みになっています。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

知らなきや損する

いしかわ暮らしのマネープラン